豊岡市立城崎小学校 いじめ防止基本方針　（2020.4.7 改訂）

１ 本校の方針

本校は、「夢を持ち　ふるさとの未来を担う　城崎の子」を学校教育目標として、子どもたちが生き生きと躍動し、家庭や地域に開かれ、安全で安心な生活ができる学校を目指している。そのために、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、且つ、速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめの定義

○「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法　第２条】

○ 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考：いじめの防止のための基本的な方針（文科大臣決定）】

３　校内組織

○ いじめ対策委員会を設ける。
いじめ対策委員会は、学校長、教頭、当該学年担任、生活指導担当、養護教諭、人権担当、（スクールカウンセラー）などをメンバーとして設置する。なお、構成メンバーは事案に応じて柔軟に対応する。

○ 組織体制図

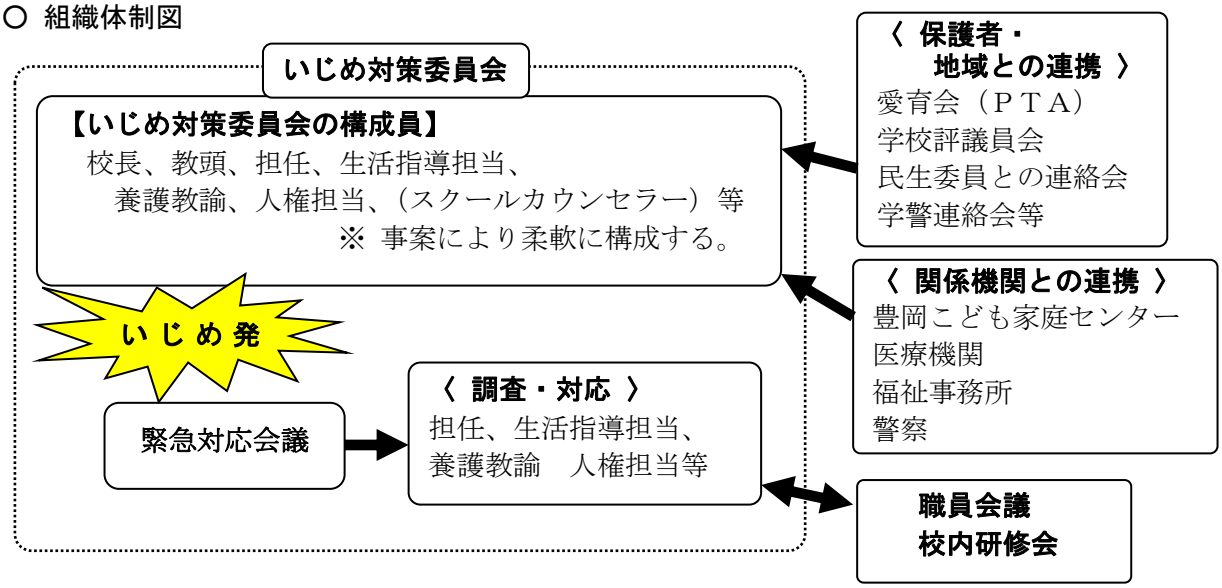

※ いじめ対策委員会は、学期に１回程度定例開催する。　いじめ事案発生時は、緊急対応会議をもち、迅速に対応にあたる。　いじめ対策委員会で話し合った内容については、職員会議等で報告し、全職員への周知徹底と共通理解を図る。

４　未然防止

4-（１）基本的な考え方

―― いじめを生まない土壌づくり ――

授業改革に努め、分かる授業を推進し、児童の「心の居場所」となる学級づくりに努める。また、人権教育、道徳教育、体験的教育、コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。このような取組の中で、自己有用感、自己肯定感の育成に向け努力する。さらに学校業務改革を推進し、児童と向き合う時間の確保を行う。

【分かる授業の推進：授業改革】

○　すべての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できるための授業改善をめざす。学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。

○　学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。このことがさらなる学力への自信のなさや不安を生み、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。自己有用感、自己肯定感を保たせる上においても授業改革を推進する。

【心の居場所となる学級づくり】

○　「悪いことは悪い」「些細な事柄でも人として許されないことがある」など、正義、公正、公平がいきわたる学級づくりに努める。

○　学級内に上下関係や不自然な関係をつくらず、児童一人一人を大切にする、心の居場所をつくる。

○　全ての学級活動を通して人権尊重の精神を培うとともに、自己有用感、自己肯定感を感じることができる学級づくりに努める。

【人権教育の充実】

○　いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。

○　児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに高揚を図る。

【道徳教育の充実】

○　未発達な考え方や判断から起こる「いじめ」に対し、道徳授業を充実させることが重要である。

○　「いじめ」問題は、他人を思いやる心や人権意識の希薄さから発生するものであり、「いじめをしない・させない・許さない」という人間性豊かな心を育む。

○　教材や資料の提示を工夫し、「思いやり」「優しさ」「心づかい」等について児童自身の生活や行動を振り返らせる。

【コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実】

○　児童は他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やすよう努める。

○　児童が他者の痛みや感情を共感的に受容できるようにするための、感受性や想像力を身につけさせるとともに、対等で豊かな人間関係を築くことができる教育活動の展開を図る。

※　ペア学習、グループ学習、スマイル班等

【体験的教育の充実】

○　児童は、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で自分と向き合う。その中で生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づかせ、発見させ体得させる。

○　今の児童は、家庭でのお手伝いをはじめ、地域での福祉体験やボランティア体験、等「生きた社会」との関わりが少ない。よって学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

※　体験型環境学習、自然学校、伝統文化芸術体験、ボランティア福祉体験等

【児童と向き合う意識】

○ 学級担任や教科担任等は、日常の学校生活の中での児童の言動や児童同士の関わり方に目配り、気配りをして児童をよく見ることが必要である。教師は、児童をとらえる確かな眼力を身につけなければならない。そのためには、児童と向き合う時間を確保することが大切である。

○ 学級担任や教科担任等は、授業中の児童の活動、給食時の会話、休み時間の様子、課外の活動など様々な状況を通して子どもの心の動きをとらえ、いじめ問題に対してのアンテナを高くもち、未然防止、早期発見、早期解決を図る。

○ 教師が児童と向き合う時間を確保する工夫（更なる学校業務改善等）に取り組み、教師がゆとりをもって子どもたちと向き合う時間の確保に努める。

○ 特に、配慮を要する児童（障害のある児童、帰国児童や外国人児童、性同一性障害や性的指向等に係る児童、大震災による被災児童等）については、日常的に、その特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行っていく。

4-（２）児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を軽減するために、全ての児童が、「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができる学校経営、学級経営を行う。教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域にも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

① 分かる授業、児童が主体的に取り組む授業の推進
② 道徳・人権教育の充実
③ 体験的活動（環境教育）、ふるさと教育の充実
④ 児童会活動の充実、委員会活動等での活躍の場の設定
⑤ 異年齢集団による交流活動の推進
⑥ 学級における係・当番活動の充実

4-（３）地域や家族、関係機関との連携

学校基本方針等について保護者や地域の理解を得ることにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。また、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

① いじめ防止基本方針のホームページ等での公開
② オープンスクールの実施、学校だよりの校区全戸配布、学級だよりの配布、ホームページ掲載
③ 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議（6 月、11 月、2 月）
④ 子どもの心を理解する強化月間での取り組み（5 月、9 月、2 月）

4-（４）研修の充実

「いじめが起こらない学級、学校づくり」など、未然防止に取り組むことがもっとも重要である。そのためには、「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そのためにも、我々教職員はいじめ防止に対する研修の充実を図り未然防止に努める。

【教職員のいじめの基本認識】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特性があるのかを十分に認識する。

職員がもつべきいじめに対する基本認識

1　いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
2　いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
3　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多い。
4　嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
5　暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
6　いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
7　いじめは加害・被害の二者関係だけではなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

【教職員の資質向上のための校内研修】

○ 児童理解の研修：児童や学級の様子についての共通理解

児童の抱えている課題や問題について全教職員が把握し共通理解し、改善に向けた手だてを話し合う。

※児童理解全体会　アセス分析研修会　心のアンケート研修会

○ 学級経営の研修：互いに認め合い、支え合い、助け合う関係づくり

主体的な活動を通して、児童自身が自分を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

○ 人権教育の研修：命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神を養う人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりをもつ体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

※異校種間連携による道徳参観・研修会

○ いじめ防止のための研修

「いじめ防止基本方針」について、全教職員で見直し、課題点等を話し合う。また、県「いじめ対応マニュアル」(「いじめ対応事例」「いじめ早期発見のためのチェックリスト」「教職員のいじめ対応チェックリスト」) や心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」を活用し、研修を深める。

○ **情報モラル研修、啓発活動の実施**

携帯電話、スマートフォン、通信型ゲーム機、インターネット、通信アプリ等に潜む危険や児童の心理を踏まえた指導のあり方について研修会をもち、保護者への啓発活動を行う。必要に応じて、関係機関等から講師を招く。

また、児童に対しても道徳の時間等を使い、インターネットに潜む危険や児童が陥りやすい心理状態について指導を行う。必要に応じて、関係機関等から外部講師を招く。

５　早期発見

5-（１）基本的な考え方

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることがないよう注意を払う。

日頃から児童を見守り信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くもつとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

5-（２）いじめの早期発見のための措置

①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに児童が日頃からいじめを訴えやすい環境、雰囲気をつくる。また、保護者へのアンケートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

②児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。保健室や相談室の利用等、相談窓口について広く周知し、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、取扱いに注意し適切に扱う。

③定期的なアンケートや教育相談以外に、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお，これらの集まったいじめに関する情報については教職員全体で共有する。

※　毎月の無記名式いじめアンケート

※　子どもの心を理解する強化月間（5月、9月、2月）
教育相談：児童（5・9・2月)、心のアンケート：保護者（5・2月）

※　アンケートは複数の目で確認し、見落とし防止や客観的判断の機会を増やす。

※　学級実態把握の手立て：アセスの実施（年2回＋必要に応じて実施）

６　早期対応

6-（１）基本的な考え方　～組織的対応～

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。発見・通報を受けた場合には、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。このように、いじめ問題に取り組む体制を整備し、迅速且つ適切に組織的に対応をする。

6-（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の不安な気持ちに配慮する。

③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに報告する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

④事実確認の結果を受けて担任は被害・加害児童の保護者に連絡する。校長は学校の設置者（市教育委員会）に報告する。

⑤学校や学校の設置者（市教育委員会）が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、学校はためらうことなく豊岡北警察と相談するなどして対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

6-（３）いじめられた児童またはその保護者への対応

①いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はしない。「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組むことを伝える。

③事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。同時に、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

④いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう配慮し、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら対応に当たる。

⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

6-（４）いじめた児童への指導またはその保護者への助言

①加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

②事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡をする。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携し以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③加害児童への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

6-（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

③学級全体で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度、雰囲気を行きわたらせる。

④いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

⑤全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり、学校、学級づくりを進めていく。

6-（６）ネット上のいじめへの対応

①ネット上に名誉毀損やプライバシー侵害等不適切な書き込みがあった場合、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②インターネットやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求める。

6-（７）関係機関との連携

必要に応じて、市教委指導主事、スクールカウンセラー、医師、豊岡北警察など外部専門家等と連携しながら対応する。

6-（８）重大事態への対応

重大事態（①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い　②いじめにより相当の期間［年間３０日を目安］の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）が発生した場合は、県「いじめ対応マニュアル」の学校用重大事態対応フロー図に従い、適切、且つ迅速に対応をする。

７　いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって解消したということではなく、次の２つの用件が満たされていることを最低条件とする。

①いじめに係る行為が止んでいること

※上記の状態が、相当期間、継続していること。相当期間とは、少なくとも３か月が目安。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※上記の状態は、面談等により確認。

また、「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を継続していくことが大切。そして、被害保護者に対しても、適時、誠実に、そして、適切に対応を行っていく。

８　いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

	職員会議・研修　等	未然防止・早期発見に向けた取り組み
４月	・新学年への引き継ぎ連絡 ・生活指導全体計画作成 ・いじめ対策委員会	・始業式での全体指導
５月		・連休前全体指導（校外児童会と連携） ・第１回心のアンケート（保護者） ・アセス、Q-U
６月	・心のアンケート研修会 ・アセス分析研修会	
７月	・前期学校評価	・生活実態アンケート（小中連携） ※ネットにつながる機器所持の児童把握 ・長期休業前全体指導（終業式）
８月	・児童理解全体会 ・小中一貫合同研修会 ・小中ネットワーク会議 ・いじめ防止研修 ・いじめ対策委員会	
９月		・情報モラル教室（４年生以上）※時期未定
１０月	・アセス分析研修会	
１１月	・人権教育研修会	
１２月		・長期休業前全体指導（終業式）
１月		
２月	・心のアンケート研修会	・第２回心のアンケート（保護者） ・アセス、Q-U
３月	・後期学校評価 ・児童理解全体会・アセス分析会 ・小中引き継ぎ連絡会（６年担任） ・いじめ対策委員会	・長期休業前全体指導（修了式後）

※・毎週の終礼の中で、各学年児童の情報共有を行う。短時間で回数を多く、共有する。
・気になる点について、職員朝会の中で情報共有を行う。
・アセス分析、対応の交流は、終礼の時間も活用して行う。
・全校集会の中で全児童に向けて、いじめ防止の話をする。